

2012

6

目次
CONTENTS

- | | | | |
|----|-----------------------------------|----|-----------------|
| 2 | 那珂市の財政事情 | 11 | 那珂市内放射線量の測定状況 |
| 5 | 受章おめでとうございます | 12 | まちの話題 |
| 6 | 新たな市指定文化財を指定
外国人に関する登録制度が変わります | 14 | Information ほか |
| 8 | 障がいのあるかたの
地域での生活を支援します | 18 | さわやかさん、表紙の裏側 ほか |
| 10 | 児童手当現況届は提出されましたか？ | | |



どこまでも飛んでいけ！（菅谷保育所：幼年消防クラブ発会式）

駒形神社本殿と鹿嶋八幡神社(額田神社)の狛犬が

市の指定文化財に

◆駒形神社本殿

駒形神社の本殿は1間流れ造りの社殿で、3面にはケヤキ材の浮彫刻が施されています。内部の墨書には「安永十年(1781)正月府中住嶋村伊三郎好寛」とあり、制作者および年代が明らかです。彫刻の内容は、2面に八幡太郎源義家に関する合戦および武將の対面の場面があり、他の一面は竜宮城の場面と思われます。

また、本殿長押上の彫刻、向拝柱の紅梁上の彫刻もきめ細やかに施されています。本殿勾欄(こうらん)の擬宝珠(ぎぼし)には、享和元年(1801)「南酒出村駒形大明神」の銘があります。本殿の彫刻年代と20年の差がありますが、享和元年は勾欄の修復年と考えられます。

武士が登場する2面の中で、武將部分が削り取られ破損しています。

この背景は、昭和20年(1945)の敗戦の結果、進駐軍(GHQ)の神道指令をはじめ軍国主義的要素を排除する命令が出されたことにより、この武將部分も該当するのではないかと思われる神社関係者により削り取られたものとされています。

このように、彫刻部分に一部損壊はありますが、その起因も歴史的事実として重要です。

◆鹿嶋八幡神社

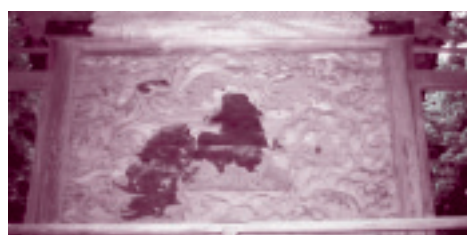
(額田神社)狛犬

〈木造狛犬〉

狛犬は神殿の中や外に据えられて、ご神体を守護するものであります。この阿形と吽形の木造狛犬一対は、額田の八幡神社が創建された建長年間(1249~1255)以降の鎌倉時代に制作されたものと思われます。形状は、阿形の全高が42・0cm、体長は43・5cmで吽形の全高は42・2cmで体長が34・7cmです。両形とも頭を立てて正面を向いています。鬣(たてがみ)は単純模様で、耳は小さい。眼部は大きく、頭部全体はシンプルです。胸部は豊かで前脚肢は揃えて太く短い。蹲踞(そんきょ)した全体の姿は重量感があります。

2月17日、那珂市教育委員会は駒形神社本殿(建造物)と鹿嶋八幡神社(額田神社)の狛犬【木造一対(彫刻)、陶造一体(工芸品)】を新たに指定文化財に指定しました。文化財には、大別して有形文化財、無形文化財、民俗文化財(有形・無形)、記念物(史跡・名勝・天然記念物)、埋蔵文化財があります。有形文化財の中には神社・寺院などの建造物等、また絵画・彫刻・工芸品・書跡・歴史資料・古文書・考古資料などの芸術工芸品等、天然記念物、史跡などがあります。無形文化財には能楽・音楽などの芸能、陶芸・木竹金工などの工芸技術があります。それぞれ国や県・市段階の指定を受けて保存されています。現在、那珂市内には国指定文化財が4点、県指定文化財が26点、市指定文化財が54点で合計84点の指定文化財があります。

文化財は先人たちの優れた歴史的・文化的遺産です。指定の有無にかかわらず大切に保存してまいりたいものです。



基本材料はヒノキ材で、頭部と前脚部・胴材との2枚製による寄木造です。吽形の鼻先・胸を別材で矧（はぎ、各矧ぎ目は鋸（かすがい）で止めています。現状は白木の彫像のように見えますが、わずかに顔料の残りが見られます。当初は、表面にニカワで布を貼り付け、その上に胡粉（ごふん）を塗った彩色仕上げであったと思われます。



◆木造狛犬（左上・右上）と、陶製狛犬（左下・右下）

〈陶製狛犬（吽形）〉

鹿嶋神社神殿前に据えられた陶製（瓦製）素焼の狛犬で、本来は阿形・吽形一対であったものが、現在は吽形だけが残っています。室町時代の永享12年（1440）以降の作と思われる、形状は全高が33・4cm、体長は27・5cmです。頭を立て前脚・臂（ひじ）を張り正面上部を向いています。耳は低く、目は開き、鬣（たてがみ）は単純模様です。歯牙（しが）の一部を覗（のぞ）かせながら坐した全体の姿は、シンプルでスマートです。右前の脚肢を欠いているのが惜しめます。



問い合わせ

歴史民俗資料館
☎297・0080

7月9日（月）から

外国人に関する登録制度が変わります

7月9日に外国人登録法が廃止となり、住民基本台帳法が改正され、外国人住民の皆さんにも住民基本台帳法が適用されます。新制度の対象となる外国人は、日本人と同様に住民票が作成されます。これにより、外国人住民の皆さんの利便性の向上や、行政の合理化を図ることができるようになります。

○対象者

適法に3か月を超えて在留する外国人で住所を有するかた

※在留資格のないかたや、在留資格が「短期滞在」などのかたは対象となりません

○主な変更内容

①外国人住民の皆さんへ住民票の写しが交付できるようになります。また、外国人と日本人で構成された世帯では、世帯全員が記載された住民票の写しが交付できるようになります。

※登録原票記載事項証明書は交付されなくなります

②外国人登録証明書にかわり、在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます。

※現在お持ちの外国人登録証明書は、新制度開始後も一定の期間「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされますので、在留カード等が交付されるまでは引き続き所持してください

③在留資格の変更や在留期間の更新など、従前は入国管理局と市役所の両方で必要だった手続きが、入国管理局で手続きするだけで、市役所への手続きは必要なくなります。

7月8日の日曜開庁はお休みします

毎週日曜日に市民課の窓口を開庁し、住民票の写しや印鑑登録証明書など証明書の一部を交付していますが、住民基本台帳法改正に伴うコンピュータシステムの改修作業を行うため、7月8日の日曜開庁は休止いたします。

問い合わせ

市民課戸籍・窓口グループ
☎298・1111（内線152、155）